

昨年から中国残留孤児の場合、両親が見つからなくとも日本へ帰国が許可されるようになった。従来、その厚い壁となっていたのは、日本人戸籍への復帰の問題である。しかも、その壁を破ったのは、1982年1月、中国残留孤児の徐明さんが、東京家庭裁判所に就籍許可の訴えを行い、勝利したことがひとつの契機であった。

今回は、民族差別、「私生児」差別、女性差別、部落差別、就職差別等々と深い結びつきをもっている戸籍の歴史を素描してみたい。

シェーン・ブライド 6月の花嫁

世界の近代国家のなかで、戸籍というものを持っているのは日本だけである、と言うと奇異な感じを持つ人も多いだろう。なかには台湾や韓国にも存在するではないか、と反論する人もいるかもしれない。しかし、台湾や韓国の戸籍は、日本統治時代の「遺産」である。韓国を例にとれば、1933年に朝鮮戸籍令が施行され、その延長線上に、悪名高い日本式の「氏」を強制する創氏改名が行なわれたのである。例えば金田に、張は張本にと変えられていった。

ヨーロッパには戸籍がない。中世では教会簿があり、現在では身分登記簿や家族手帳があるだけである。それでは重婚はどのようにして防いだのか、という疑問が当然出てくる。その答えが、「6月の花嫁は幸せになる」というフランスの諺にある。

フランスでは17世紀に貴族やブルジョアが扉で仕切った独立の寝室を持つまで、一家が一つのベッドに寝なければならなかった。したがって男女は、愛を交わすのに室内より屋外、夜より日中を好んだのである。そのため厳しい冬は禁欲生活を強いられ、春の復活祭を待ち望んだのである。そして4月は、婚約の季節となる。

ところが中世では40日の間、教区教会の手によって教会堂に婚約を「公示」しなければならぬ。その間に、あの男には他に妻がいるとか、親戚からの異議が出れば二人は結婚できない。この「公示」は、教会から役場へ変わり、10日間に短縮されたが、今日のフランス民法63・64条に義務づけられている。これが「6月の花嫁」の意味であり、このようにして重婚を防いだのである。

しかし、ヨーロッパでも強行な身分登録を行った例はある。ひとつは紀元前後のローマ帝国の植民地、パレスチナにおいてである。しかも当時のユダヤ社会では、娘が「私生児」を生むと父が自分の孫をしめ殺すほど、結婚を絶対視する土地であった。そこで愛人ヨセフの子を生んだマリアは、「私生児」イエスをローマ帝国の登録から隠すためにも馬小屋で育てなければならなかったのである。いまひとつは、ナチス政権下の1938年、ドイツで行われた身分の登録法である。これがゲルマン民族の優性保護のためという名目で、残忍なユダヤ人虐殺に利用されたことは有名である。歴史上、二度とも最大の被害者はユダヤ人である。

古代の戸籍

『日本書紀』で戸籍を作ったとされるのは、崇神天皇のB.C.85年、雄略天皇の時代(A.D.456~479年)、顕宗天皇の485年、大化改新後の孝徳天皇の652年、天智天皇の670年の庚午年籍、持統天皇の689年の庚寅年籍等々がある。崇神天皇の時代というのは、弥生時代中期であるから論外であるが、戸籍が初めて法制化されたのは庚午年籍からと言われている。それでは、なぜ戸籍は法制化されたのか。それは教科書にある通り、班田取授や氏姓の決定のためである。こ

こでは、氏姓の決定の意味を考えてみよう。

日本の古代の身分秩序は、王臣・百官人・公民・品部・雑戸・賤民等の律令的な身分秩序と、カバネ(姓)という律令以前の伝統的な身分秩序と、二つの秩序から成り立っている。ところが古代社会にもカバネを持たない人々がいる。天皇と賤民(陵戸は例外)、「化外の民」(蝦夷、熊襲等々)である。「化外の民」はおくとして、奈良時代の賤民は、人口の1割以下の存在であった(沢田吾一『奈良時代民政経済の数的研究』)と言われている。この1割以下の賤民が、天皇制をふくめた律令制の身分秩序の根幹をなしたのである。

カバネは天皇が与え、カバネを持つ良民は王土の王民であり、カバネを持たない賤民は家畜と同じ存在と考えられていたのである。令制における奴婢は、売買・相続等の客体として、財物または家畜と対比されている。「化外の民」の蝦夷・熊襲等にも同じ原理が貫徹している。しかも、奈良時代のカバネを持つ500数十万人の良民たちは、自分たちが「良人の共同体」として賤民や「化外の民」を賤視しているうちに、自分たちもまた一万余人の官吏、百数十人の貴族、十数人の公卿、天皇家のための国家的な奴隸となっていることに気がつかなかったのである。これが王土王民思想のカラクリである。

また、古代スパルタの奴隸は、特別な衣服、きわめて短い頭髪と決められており、古代中国でも「蒼頭奴婢」といわれる坊主頭、「青衣」と決められていた。これに対して日本では、持統天皇の時代に「百姓」には黄色、奴には皂衣(さいい)という詔が出されており、養老の衣服令では家人・奴婢に「椽墨衣」(ツルバミの実で染めた黒衣)を着せるように決められている。しかし、これらは「朝廷公事」、國家の儀礼にさいしての服色



規定である。日本の古代で賤民の身分標識が、それほど顕著に発達しなかったのは、戸籍による身分差別を確認し維持する方法が確立していたからである。従って戸籍のなくなる中世社会ほど、身分標識がやかましくなってくる(黒田日出男「史料としての絵巻物と中世身分制」〔『歴史評論』382号〕他)。

なおヨーロッパでも13世紀の後半からユグヤ人には黄色いマークと尖り帽子が強制され(阿部謹也『中世の星の下で』)、朝鮮の被差別民白丁には頭を丸め竹で編んだ平涼笠の使用が許されている(安宇植訳編『アリラン峠の旅人たち』)。

宗門改帳と種姓観念

人別帳と宗門改帳とは、どちらが江戸時代の戸籍であるのか、という議論がある。現在では、「戸籍史料としては、本来は人別帳を挙げるべきであって、普通漠然と考えられている如く『宗門改帳』をあげるべきではない」という意見が通説となっている。江戸時代にも、荻生徂徠がその著『政談』のなかで、「戸籍ト云ハ、先ハ人別帳ノ事也」と語っている。そして、17世紀後半の寛文・延宝期に、人別帳に宗門を記入するという方法が採られ、キリシタン禁圧のための宗門改帳と人別帳とが合体して宗旨人別帳が作られる(大石慎三郎「江戸時代における戸籍について」)。しかし、島原の乱を中心とするキリシタン禁圧が強化された寛永年間(1624-44年)をへだてること30-40年の寛文年間(1661-73年)に、なぜ宗旨人別帳の作成が法制化されるのか、という点になると通説の説明はアイマイである。封建的小農民の「自立」や壇家制度の成立から説明する意見もある(大桑斉『寺壇の思想』他)。ここでは、そのことに深入りするの

ではなくて、宗門改帳のイデオロギー的な機能について、ひとつの仮説を述べておきたい。

禁教手段としての宗門改帳であるから、当然、転び切支丹、切支丹類族などの扱いが問題となってくる。それらの扱いを決めた1687(貞享4)年の8カ条のなかに、次のような一節がある。

一、最初切支丹ニテ転不申以前ノ子ハ、男女トモ本人同然ノ義ニ候間、本人ノ内へ書入可被申候。其以後ノ子ハ親族ノ内へ書入可被申事。

有名な文言であり、村落調査でも「キリシタン吟味触書」などとしてよく見かける。両親がキリシタンの時に生まれた子はキリシタンで、転宗後に生まれた子はキリシタンでない、と説いている。今日では信じられない不合理な考え方であるが、これが江戸時代の種姓観である。貴種の子は貴種、賤民の子は生まれながらにして賤民である。17世紀の後半というのは、このような種姓観が強化される時代である。

庶民の間でも、「無間の鐘」という話が流行している。

来世のことはともあれ、ただもうこの世の仕合せを祈り、ずっと以前に埋めてしまったという無間の鐘のあり所を捜し出して、全身を打ち込み、「わが一代のうちに今一たび長者になし給え。子供の代には乞食になろうとも、只今助け給え」と、一念が地獄へも通ぜよとばかり突くのであった。

井原西鶴『日本永代蔵』巻三(五)

17世紀の後半には階層変動や新旧の「家」の交代が激しく、古い「家」が没落し、新興階級の新しい「家」が台頭してくることがよくあった。そうすると人々は、彼は来世は無間地獄に落ちても今生は金持ちになれるという「無間の鐘」を突いた人間だ、と言って新興階級を羨望視し

たのである。このことは、山陰地方では金持ち=狐憑きの家の伝承として伝えられる(千葉徳爾『地域と伝承』)。何々の家筋という差別も、17世紀後半の「家」の交代のなかで再編されていた。「宗門改帳」のキリシタンや穢多・非人への種姓差別、キリシタンや穢多・非人の別帳化は、この家筋・家柄の差別を拡大していったのである。

壬申戸籍以後

維新政府は、1871(明治4)年戸籍法を公布して、宗旨人別帳を廃し、翌72年から戸籍を作成した。この72年の戸籍が壬申戸籍である。幕末長州藩の戸籍帳仕法書に起源があり、68年の京都市中戸籍法を経て採用されたと言われている。71年の戸籍法は、「四民平等」を謳っており、江戸時代の族属(身分別)主義から属地(居住別)主義に改変しているが、その32則には穢多・非人等の「名前書出」しを決めている。したがって71年から戸籍を作成した兵庫県など少数の県では、旧い賤称を記した例もある。しかし、維新政府は翌71年8月28日に賤称の廃止令を出したので、現存の壬申戸籍には地方官が誤まって記したなどの例外を除いて賤称は記されていない。また、江戸時代中期以降の宗旨人別帳は、隠居した父及びその妻(当主の母)を家族の末尾に記しているのが普通であったが、壬申戸籍ではじめて尊卑・男女・長幼の儒教的家族秩序イデオロギーが貫徹し、記載の順序が逆になった(福島正夫編『「家」制度の研究』資料編1)。

その後、1875(明治8)年、太政官達209号によって、「婚姻又ハ養子養女ノ取組、若クハ其離婚離縁」を役所に届け出ることを強制した法律婚主義が成立する。この制度は、①人民移動の実態を把握し(行政警察的機能)、②兵役簿の作成の

ために必須であり(徴兵行政機能)、③戸主の地位を確定して、④村「共同体」の持っていた結婚承認の機能を奪った、ものである。しかも、ヨーロッパの法律婚主義は、一夫一婦制原則の確立宣言であったのに対して、日本の法律婚主義の採用(75年12月9日)は、「妾の公認」=一夫多妻制の公認(同年12月17日)と殆ど同時に行われている。戦前の日本では、「夫の貞操」という観念は一度も成立せず、旧民法では姦通罪として「妻の貞操」だけが問われたのである。

また、1897(明治31)年に公布・施行された旧民法は、法学者中田薫によって「今日の民法は家族居住の指定、婚姻の承諾、離婚の言渡等三四の軽微なる権利を掲げて、これを戸主権と名づけ、戸主権と戸主の財産権との相続を称して家督相続と云ふ、前古無類の新制度と云ふべし、……封建時代に於ける家禄家封の相続原則を、家禄家封の停廃されたる今日に適用せんとす、歴史を無視したるの立法」(『徳川時代の文学に見えたる私法』)と批判される。この旧民法によって、家父長的な戸主権が確立し、女性の氏にしても母方の姓を名のっていた慣習が消滅する。近代日本の戸籍制度は、戸主権と家督相続を柱とする家父長的な「家」制度に帰結した。

〈参考文献〉

- 石母田正「古代の身分秩序」1963年(『日本古代国家論 第1部』、岩波書店)
 山中永之佑「日本近代国家の形成と法律婚主義」1-3、1965・66年(『阪大法学』56-58号)
 福島正夫『日本資本主義と「家」制度』1967年、東京大学出版会
 大石慎三郎「近世村落の構造と家制度」1968年、御茶の水書房
 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」1981年(『部落問題研究』68号)
 木村尚三郎「色めがね西洋草紙」1981年(角川文庫)
 佐藤文明・貝原浩『戸籍』1981年、現代書館
 井ヶ田良治「明治民法と女性の権利」1982年(『日本女性史』第4巻近代、東京大学出版会)